

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4533935号
(P4533935)

(45) 発行日 平成22年9月1日(2010.9.1)

(24) 登録日 平成22年6月18日(2010.6.18)

(51) Int.Cl.

G06F 21/22 (2006.01)

F 1

G06F 9/06 660C

請求項の数 3 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2008-11572 (P2008-11572)
 (22) 出願日 平成20年1月22日 (2008.1.22)
 (65) 公開番号 特開2009-175853 (P2009-175853A)
 (43) 公開日 平成21年8月6日 (2009.8.6)
 審査請求日 平成22年1月20日 (2010.1.20)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 000233055
 日立ソフトウエアエンジニアリング株式会社
 東京都品川区東品川四丁目12番7号
 (74) 代理人 110000442
 特許業務法人 武和国際特許事務所
 (72) 発明者 堀 俊之
 東京都品川区東品川4丁目12番7号 日立ソフトウエアエンジニアリング株式会社内

審査官 岸野 徹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ライセンス認証システム及び認証方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

クライアントPCにアプリケーションをインストールする際のライセンス認証システムにおいて、

前記クライアントPCと接続して通信可能であり、かつ、無線回線を介してサーバと接続して通信可能な携帯端末を有し、

前述サーバは、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションに対する仮使用権を発行する仮使用権発行手段と、正規使用権を発行する正規使用権発行手段とを備え、

前述携帯端末は、前記サーバが発行する仮使用権と正規使用権とをサーバから取得、保持する手段と、前記サーバから取得した仮使用権と正規使用権とを前記クライアントPCへ提供する手段とを備え、

前記クライアントPCは、使用権の種類に応じてアプリケーションの使用を制限するライセンス認証手段と、仮使用権により認証された状態で、正規使用権を要求する手段とを備え、

前記携帯端末は、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションの入手時に、前記サーバが発行する仮使用権を取得、保持し、前記クライアントPCがアプリケーションをインストールする際、前記保持している仮使用権により一時的なライセンス認証を行ってアプリケーションのクライアントPCでの利用を可能にし、

前記携帯端末は、その後、サーバと通信可能なエリアに移動して、サーバから正規使用

10

20

権を取得、保持し、前記クライアントPCから正規使用権によるライセンス認証要求があった場合に、前記保持した正規使用権により正式なライセンス認証を行うことを特徴とするライセンス認証システム。

【請求項2】

前記携帯端末は、正規使用権により正式なライセンス認証を行ってアプリケーションの使用を続ける際の定期的に行われる当該アプリケーションに対する継続使用の認証を、サーバと通信可能なエリアで、サーバから継続使用権を取得、保持し、前記クライアントPCから継続使用権によるライセンス認証要求があった場合に、前記保持した継続使用権によりライセンス認証を行うことを特徴とする請求項1記載のライセンス認証システム。

【請求項3】

クライアントPCにアプリケーションをインストールする際のライセンス認証方法において、

前記クライアントPCと接続して通信可能であり、かつ、無線回線を介してサーバと接続して通信可能な携帯端末を有し、

前述サーバは、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションに対する仮使用権を発行する仮使用権発行手段と、正規使用権を発行する正規使用権発行手段とを備え、

前述携帯端末は、前記サーバが発行する仮使用権と正規使用権とをサーバから取得、保持する手段と、前記サーバから取得した仮使用権と正規使用権とを前記クライアントPCへ提供する手段とを備え、

前記クライアントPCは、使用権の種類に応じてアプリケーションの使用を制限するライセンス認証手段と、仮使用権により認証された状態で、正規使用権を要求する手段とを備え、

前記携帯端末は、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションの入手時に、前記サーバが発行する仮使用権を取得、保持し、前記クライアントPCがアプリケーションをインストールする際、前記保持している仮使用権により一時的なライセンス認証を行ってアプリケーションのクライアントPCでの利用を可能にし、

前記携帯端末は、その後、サーバと通信可能なエリアに移動して、サーバから正規使用権を取得、保持し、前記クライアントPCから正規使用権によるライセンス認証要求があった場合に、前記保持した正規使用権により正式なライセンス認証を行うことを特徴とするライセンス認証方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ライセンス認証システム及び認証方法に係り、特に、事前に使用権が付与されている数だけのアプリケーションだけを利用できるようにするライセンス認証システム及び認証方法に関する。

【背景技術】

【0002】

アプリケーションの使用権は、従来、ライセンス付与者により、使用者毎にシリアル番号を発行し、アプリケーションのインストール時やアプリケーション起動時に発行されたシリアル番号を入力させて、認証を行うことにより付与されてきた。この場合のアプリケーションには、入力されたシリアル番号がライセンス付与者により発行されたものであることを確認するロジックが組み込まれており、これにより、アプリケーションの不正利用を防止している。

【0003】

前述したようなシリアル番号による使用権の付与は、同一のシリアル番号を使いまわして複数の人がアプリケーションを使用したり、不正者にシリアル番号を盗み見られて使用されてしまうなどの問題点を有している。

【0004】

10

20

30

40

50

このような問題点を解決する技術として、インターネットを利用したアプリケーションの使用状況確認方法を利用する方法が知られている。この方法は、利用者のPCとライセンス付与者のサーバとをインターネットを介して接続し、相互に通信を行うことができる事が前提の方法である。この方法は、シリアル番号を用いて利用可能となったアプリケーションが、定期的にユーザ情報とシリアル番号と利用環境情報(OS、IPアドレス、機器構成情報など)をサーバに送信し、サーバが、利用者毎の使用権数が管理されていて、定期的に送られてくる使用情報との整合性をチェックするというものである。これにより、アプリケーションの不正な利用を発見し、必要に応じて利用制限や使用停止を行うことができる。

【0005】

10

前述した方法は、利用者のPCがインターネットに接続されてなければ、不正利用の発見を行うことができず、また、正規使用権を持つ利用者による使用を行うことができないものである。そのため、携帯電話を利用してアプリケーションの使用権及び使用状況の確認を行う技術が、例えば、特許文献1等に記載された提案されている。この特許文献1に記載された従来技術は、インターネットに接続されていないPCに対して、使用者の持つ携帯電話を中継器のように利用し、携帯電話を介してPCとサーバとを接続することにより、アプリケーションの使用権の付与や使用状況の確認をサーバから行うことができるようとしたものである。

【特許文献1】特開2006-309720号公報

【発明の開示】

20

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

前述した携帯電話を中継器として利用しアプリケーションの使用権の付与や使用状況の確認をサーバから行う従来技術は、携帯電話が中継を行う際に、携帯電話の無線通信を利用してインターネットに接続している。しかし、利用者のPCが置かれている場所が、携帯電話が通信可能エリア外であったり、海外等での利用の場合には、インターネットに接続することができないため、利用することができないという問題点有している。

【0007】

本発明の目的は、前述した従来技術の問題点を解決し、アプリケーションの認証を行うサーバとの通信ができない状況にあるクライアントPCにインストールするアプリケーションの認証を行うことを可能にしたライセンス認証システム及び認証方法を提供することにある。

30

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明によれば前記目的は、クライアントPCにアプリケーションをインストールする際のライセンス認証システムにおいて、前記クライアントPCと接続して通信可能であり、かつ、無線回線を介してサーバと接続して通信可能な携帯端末を有し、前述サーバは、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションに対する仮使用権を発行する仮使用権発行手段と、正規使用権を発行する正規使用権発行手段とを備え、前述携帯端末は、前記サーバが発行する仮使用権と正規使用権とをサーバから取得、保持する手段と、前記サーバから取得した仮使用権と正規使用権とを前記クライアントPCへ提供する手段とを備え、前記クライアントPCは、使用権の種類に応じてアプリケーションの使用を制限するライセンス認証手段と、仮使用権により認証された状態で、正規使用権を要求する手段とを備え、前記携帯端末は、前記クライアントPCにインストールするアプリケーションの入手時に、前記サーバが発行する仮使用権を取得、保持し、前記クライアントPCがアプリケーションをインストールする際、前記保持している仮使用権により一時的なライセンス認証を行ってアプリケーションのクライアントPCでの利用を可能にし、前記携帯端末は、その後、サーバと通信可能なエリアに移動して、サーバから正規使用権を取得、保持し、前記クライアントPCから正規使用権によるライセンス認証要求があった場合に、前記保持した正規使用権により正式なライセンス認証を行うことにより達成される。

40

50

【発明の効果】**【0009】**

本発明によれば、新たなサーバなどを必要とせずWebブラウザプログラムとWebサーバプログラムに機能を追加するだけで、アプリケーションの認証を行うサーバとの通信ができない状況にあるクライアントPCにインストールするアプリケーションの認証を行うことが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0010】**

以下、本発明によるライセンス認証システムの実施形態を図面により詳細に説明する。以下に説明する本発明の実施形態によるライセンス認証システムは、アプリケーションを利用するクライアントPCがライセンス認証のためのサーバとの通信を行うことができない環境に設置されており、このようなクライアントPCに記録媒体等に格納されたアプリケーションをインストールする際に、クライアントPCを利用するユーザが所持する携帯電話、PHS等の携帯端末を使用して、クライアントPCにインストールするアプリケーションに対する認証を行うことを可能とするものである。10

【0011】

図1は本発明の一実施形態によるライセンス認証システムの構成を示すブロック図である。

【0012】

本発明の実施形態によるライセンス認証システムは、図1に示すように、利用者が使用するデスクトップPCやノートPC等の情報処理機器であるクライアントPC101と、携帯電話やPHS等の利用者本人が所持する情報処理機器である携帯端末102と、デスクトップPCやブレードPC等の情報処理機器であるサーバ103と、インターネット104とにより構成される。クライアントPC101は、会社内部や自宅内等だけで利用するPCのためインターネット104には接続せずに利用されるものとする。携帯端末102やサーバ103は、公衆回線網や無線通信網等で構成されるインターネット104を介してデータ通信を行うことができる。インターネット104には、携帯端末102やサーバ103と同様の機器が複数接続されている。携帯端末102は、インターネット104と電波で接続しているため、電波状態の悪い場所では、インターネット104にアクセスすることができない。20

【0013】

図2はクライアントPC101の構成を示すブロック図である。図2に示すクライアントPC101は、プログラムの実行を行うCPU201と、プログラムやデータをロードするメモリ202と、他の情報処理機器とデータ交換を行う通信部203と、命令やデータの入力を行う入力部204と、システムの状態等を出力する出力部205と、HDD等の記憶部208とがバス207により接続されて構成されている。記憶部208には、共有機密情報B209、アプリID210、キー211、乱数212等を保持するアプリケーションインストールプログラム206と、暗号モジュール213とハッシュ関数214とが記憶されている。30

【0014】

前述において、通信部203は、無線LAN、Bluetooth、赤外線等を利用して携帯端末102との間のデータ通信を行う機能を持つ。入力部204は、キーボード、マウス、ペン入力、音声入力、ボタン、ジョグダイヤル、十字キー等の入力手段である。出力部205は、ディスプレイ、プリンター、音声等の出力手段である。アプリケーションインストールプログラム206は、サーバ103により生成された新規のアプリケーションをインストールするプログラムである。共有機密情報B209、アプリID210、キー211、乱数212は、処理の過程でアプリケーションインストールプログラム206が保持するデータである。暗号モジュール213は、DESやAES等の共通鍵暗号による暗号処理や復号処理を行うモジュールである。ハッシュ関数モジュール214は、MD5やSHA1等の一方向性関数の計算処理を行うモジュールである。暗号モジュール213やハ40

ハッシュ関数モジュール 214 は、クライアント PC101 と携帯端末 102 とサーバ 103との間で、予め決めた同一の方式のものが記憶されている。

【0015】

図 3 は携帯端末 102 の構成を示すブロック図である。携帯端末 102 は、プログラムの実行を行う CPU301 と、プログラムやデータをロードするメモリ 302 と、他の情報処理機器とデータ交換を行う通信部 303 と、命令やデータの入力を行う入力部 304 と、システムの状態等を出力する出力部 305 と、ROM とうによる記憶部 310 とがバス 311 により接続されて接続されている。

【0016】

前述において、記憶部 310 には、ライセンス管理プログラム 306、ライセンス取得プログラム 307、ライセンスリスト 308、キーリスト 309、ユーザ ID 312、暗号モジュール 313、ハッシュ関数モジュール 314、共有機密シード 315 等を記憶している。

10

【0017】

通信部 303 は、無線 LAN、Bluetooth、赤外線等を利用してクライアント PC101 との間でのデータ通信を行う機能やインターネット 104 を介してサーバ 103 との間でのデータ通信を行う機能を持つ。ライセンス管理プログラム 306 は、クライアント PC101 にインストールされるアプリケーションのライセンス認証をサーバ 103 に代わって行うプログラムである。ライセンス取得プログラム 307 は、クライアント PC101 にインストールされるアプリケーションのライセンス認証情報をサーバ 103 から取得するプログラムである。ライセンスリスト 308 には、ライセンス認証情報が納されている。キーリスト 309 は、ライセンス管理プログラム 306 がライセンスを供与するに利用できるキー関連情報を格納している。ユーザ ID 312 は、処理の過程で携帯端末 102 が保持するデータである。共有機密シード 315 は、サーバ 103 との間だけで、予め共有している秘密データである。

20

【0018】

図 4 は携帯端末 102 が持つライセンスリスト 308 の構成を示す図である。ライセンスリスト 308 は、項目 401、アプリ種別 402、利用アプリ ID 403、キー 404、共有機密情報 A 405 の組を 1 つのレコードとして複数のレコードが格納されて構成される。項目 401 は、リスト内のレコードを一意に決定する識別子である。アプリ種別 402 は、ライセンスを供与することができるアプリケーションの種類を識別する識別子である。利用アプリ ID 403 は、ライセンスを供与したアプリケーションを識別する識別子である。キー 404 は、ライセンス供与時に利用したキー情報である。共有機密情報 A 405 は、サーバ 103 とだけで共有する秘密情報である。

30

【0019】

図 5 は携帯端末 102 が持つキーリスト 309 の構成を示す図である。キーリスト 309 は、項目 501、キー 502、暗号キー シード 503、利用フラグ 504 の組を 1 つのレコードとして複数のレコードが格納されて構成される。項目 501 は、リスト内のレコードを一意に決定する識別子である。キー 502 は、ライセンス供与時に利用されるキー情報である。暗号キー シード 503 は、キー 502 に関連した暗号情報である。利用フラグ 504 は、対応するレコードのキー情報の使用状態を表している。「0」は未使用、「1」は使用である。

40

【0020】

図 6 はサーバ 103 の構成を示すブロック図である。サーバ 103 は、プログラムの実行を行う CPU601 と、プログラムやデータをロードするメモリ 602 と、他の情報処理機器との間でデータ交換を行う通信部 603 と、命令やデータの入力を行う入力部 604 と、システムの状態等を出力する出力部 605 と、記憶部 612 とがバス 613 により接続されて構成される。

【0021】

前述において、記憶部 612 には、ライセンス発行プログラム 606、インストール作

50

成プログラム 607、ライセンス登録プログラム 608、共有機密情報 B609、アプリケーションリスト 610、ライセンス管理テーブル 611、アプリケーションインストールモジュール 614、暗号モジュール 615、ハッシュ関数モジュール 616、共有機密シード 617 が記憶されている。

【0022】

通信部 603 は、有線、無線 LAN、Bluetooth 等を利用してインターネット 104 を介してクライアント 101 との間でのデータを通信を行う機能を持つ。ライセンス発行プログラム 606 は、サーバ 103 の生成するアプリケーションインストールプログラムのライセンス認証情報等を携帯端末 102 に提供するプログラムである。インストール作成ログラム 607 は、クライアント PC 101 に導入するアプリケーションのインストールプログラムを生成するプログラムである。ライセンス登録プログラム 608 は、クライアント PC 101 にインストールされたアプリケーションのライセンス認証やライセンスインストール状況の登録等を行うプログラムである。共有機密情報 B609 は、クライアント PC 101 との間で共有する秘密データである。アプリケーションリスト 610 は、サーバ 103 がライセンス認証できるアプリケーションの種類を格納している。ライセンス管理テーブル 611 は、ライセンス供与しているユーザやアプリケーション、ライセンス認証状況等の情報を格納している。アプリケーションインストールモジュール 614 は、アプリケーションインストールプログラムのライセンス認証の処理を実行するモジュールである。暗号モジュール 615、ハッシュ関数モジュール 616 は、すでに説明したように、クライアント PC 101 と携帯端末 102 とサーバ 103 との間で、予め決めた同一の方式のものが記憶されている。共有機密シード 617 は、携帯端末 102 との間だけで、予め共有している秘密データである。10

【0023】

図 7 はサーバ 103 が持つアプリケーションリスト 610 の構成を示す図である。アプリケーションリスト 610 は、項目番号 701、アプリ種別 702、モジュール格納場所 703 の組を 1 つのレコードとして複数のレコードが格納されて構成される。項目番号 701 は、リスト内のレコードを一意に決定する識別子である。アプリ種別 702 は、ライセンス認証が可能なアプリケーションの種類を識別する識別子である。モジュール格納場所 703 は、アプリ種別毎のアプリケーションプログラムの実行モジュールを格納している場所（ディレクトリ名や URL 等）を示している。なお、各実行モジュールは、予め用意されている。20

【0024】

図 8 はサーバ 103 が持つライセンス管理テーブル 611 の構成を示す図である。ライセンス管理テーブル 611 は、項目番号 801、ユーザ ID 802、ライセンスアプリ 803、アプリ ID 804、キー 805、共有機密情報 A806 の組を 1 つのレコードとして複数のレコードが格納されて構成される。項目番号 801 は、テーブル内のレコードを一意に決定する識別子である。ユーザ ID 802 は、ライセンスを供与しているユーザの識別子である。ライセンスアプリ 803 は、ライセンス供与するアプリケーションの種類である。アプリ ID 804 は、ライセンスを供与したアプリケーションを一意に識別する識別子である。キー 805 は、ライセンスを認証する際に利用する情報である。共有機密情報 A806 は、携帯端末 102 との間で共有する秘密データである。30

【0025】

図 9 は本発明の実施形態によるライセンス認証システム全体の処理動作を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0026】

(1) ライセンス管理者は、利用者にアプリケーションに対するライセンスを提供、認証するために必要なアプリケーションのインストールプログラムを作成する。このため、はじめに、ライセンス管理者は、サーバ 103 のインストール作成プログラム 607 を起動して、クライアント PC 101 上に導入することができるアプリケーションインストールプログラムを作成する。作成されたアプリケーションインストールプログラムは、アプリ40

ケーションそのものをも含み、記録媒体等に格納されて、あるいは、顧客の携帯端末102にダウンロードする等により配布される。なお、この処理の詳細については、図12に示すフローを参照して後述する（ステップ901）。

【0027】

(2) クライアントPCを使用する利用者は、記録媒体等に格納されて配布されるアプリケーションインストールプログラムを購入する際、そのアプリケーションをクライアントPC101にインストールする際、あるいは、アプリケーションをインストールした後、アプリケーションに対するライセンスの認証を受けるため、自身が所持する携帯端末102とサーバ103との間で通信を行うことが可能な場所に移動する。そして、利用者は、携帯端末102をサーバ103に接続し、携帯端末上のライセンス取得プログラム304を起動して、サーバ103から必要なアプリケーションの仮ライセンス情報を取得する。なお、この処理の詳細については、図10に示すフローを参照して後述する（ステップ902）。

10

【0028】

(3) その後、利用者は、インストールするアプリケーションインストールプログラムに含まれるアプリケーションをクライアントPC101で利用可能にするために、携帯端末102とクライアントPC101とを接続する。これにより、クライアントPC101は、アプリケーションのライセンスの取得を行う。この場合のライセンスは、仮のものである。なお、この処理の詳細については、図11に示すフローを参照して後述する（ステップ903）。

20

【0029】

(4) その後、利用者は、アプリケーションをクライアントPC101に導入するために、ステップ901で作成されて提供されたアプリケーションインストールプログラムを起動し、アプリケーションインストールプログラムが携帯端末102を利用してライセンス認証を行う。なお、この処理の詳細については、図11に示すフローを参照して後述する（ステップ904）。

【0030】

図12は図9のステップ901での処理であるサーバ103のインストール作成プログラム607の処理動作の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

30

【0031】

(1) インストール作成プログラム607は、まず、図7により説明したアプリケーションリスト610のアプリ種別702を出力部605に表示し、ライセンス管理者により指定されたアプリ種別を取得する。ここでは、ライセンス管理者によって、インストールプログラムを作成するアプリケーションのアプリ種別が指定されるものとしている（ステップ1201、1202）。

【0032】

(2) 次に、インストール作成プログラム607は、アプリケーションリスト610から、ステップ1202の処理で取得したアプリ種別に対応したモジュール格納場所703の項目を検索し、その場所のモジュールであるアプリケーションプログラムを取得する（ステップ1203）。

40

【0033】

(3) ステップ1203の処理で取得したモジュールとアプリケーションインストールモジュール614と共有機密情報B609とからアプリケーションインストールプログラムを生成する（ステップ1204）。

【0034】

図10は図9のステップ902の処理での仮ライセンス取得のための携帯端末102のライセンス取得プログラム307とサーバ103のライセンス発行プログラム606とにによる処理動作を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0035】

50

(1) 処理が開始されると、携帯端末102のライセンス取得プログラム307がサーバ103のライセンス発行プログラム606にアプリケーションリスト要求を送信する。このアプリケーションリスト要求を受け取ったライセンス発行プログラム606は、アプリケーションリスト610のアプリ種別702の全項目を返送する(ステップ1001、1002)。

【0036】

(2) ライセンス取得プログラム307は、ステップ1002で返送されたアプリ種別702の項目を受け取り、それらの項目を出力部305に表示して、利用者に選択させ、利用者により指定されたアプリ種別を取得する(ステップ1003、1009)。

【0037】

(3) ライセンス取得プログラム307は、ユーザID312にデータが登録されているか否かを確認し、ユーザID312の登録がなかった場合、新規にユーザIDを作成する(ステップ1010、1011)。

【0038】

(4) ステップ1010の確認で、ユーザID312の登録があった場合、そのユーザIDを、ステップ1011で新たにユーザIDを作成した場合、そのユーザIDを、ユーザID312として、ステップ1009で取得したアプリ種別とユーザID312とをライセンス取得要求として、サーバ103のライセンス発行プログラム606に送信する(ステップ1004)。

【0039】

(5) サーバ103のライセンス発行プログラム606は、ライセンス取得要求を受け取ると、ライセンス管理テーブル611に新しいレコードを作成し、受信したライセンス取得要求のアプリ種別とユーザIDとを作成したレコードのユーザID802とライセンスアプリ803との項目に登録する(ステップ1005)。

【0040】

(6) ライセンス発行プログラム606は、乱数Aと乱数Bを生成し、生成した乱数Aを暗号モジュール615と共有機密情報B609とにより暗号化すると共に、生成した乱数Aとハッシュ関数モジュール616とからハッシュ値を計算する(ステップ1012～1014)。

【0041】

(7) その後、ライセンス発行プログラム606は、共有機密シード617とステップ1012で生成した乱数Bとを連結し、ハッシュ関数モジュール616で計算した結果を、ステップ1005の処理で作成した新規レコードの共有機密情報A806の項目に登録する(ステップ1015)。

【0042】

(8) そして、ライセンス発行プログラム606は、ステップ1012の処理で生成した乱数Bとステップ1013の処理で暗号化した暗号データとステップ1014の処理で算出したハッシュ値とステップ1005の処理で受信したアプリ種別とをライセンス情報として、携帯端末102のライセンス取得プログラム307に返送する(ステップ1006)。

【0043】

(9) 携帯端末102のライセンス取得プログラム307は、共通機密シード315と受信したライセンス情報の乱数Bとを連携させ、ハッシュ関数モジュール314でハッシュ値を計算する(ステップ1016)。

【0044】

(10) その後、ライセンス取得プログラム307は、ライセンスリスト308に新たなレコードを追加して、ライセンス情報のアプリ種別とステップ1016の処理で算出したハッシュ値とを、アプリ種別402と共有機密情報A405との項目に登録する(ステップ1007)。

【0045】

10

20

30

40

50

(11) さらに、ライセンス取得プログラム307は、キーリスト309に、新たなレコードを追加して、ライセンス情報のハッシュ値と暗号データとを、キー502と暗号キーシード503との項目に登録する。また、利用フラグ504の項目に「0」を設定する(ステップ1017)。

【0046】

(12) ライセンス取得プログラム307は、利用者からのライセンスの追加要求がないか否かを確認し、追加要求があれば、ステップ1003からの処理に戻って処理を続け、追加要求がなければ、ここで処理を終了する(ステップ1008)。

【0047】

図11は図9のステップ903、904の処理におけるクライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206と携帯端末102のライセンス管理プログラム306とサーバ103のライセンス登録プログラム608による処理動作を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。
10

【0048】

(1) 利用者により、クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206が起動させられると、アプリケーションインストールプログラム206は、アプリIDと乱数とを生成し、それらをアプリID210と乱数212とに登録する。ここでも、アプリIDは、日時やクライアントPC101に固有の情報等を利用して生成される(ステップ1101、1117)。

【0049】

(2) 一方、携帯端末102のライセンス管理プログラム306が起動されて、クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206に接続する(ステップ1102)。

【0050】

(3) クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206は、ステップ1117でした登録したアプリID210と乱数212とを、携帯端末102のライセンス管理プログラム306に送信する(ステップ1103)。

【0051】

(4) ライセンス管理プログラム306は、クライアントPC101から受信したアプリIDと乱数とをライセンスリスト308に登録する。なお、ここで処理の詳細については、図13に示すフローにより後述する(ステップ1104)。

【0052】

(5) 次に、ライセンス管理プログラム306は、レスポンスデータを作成する。なお、ここで処理の詳細については、図14に示すフローにより後述する(ステップ1105)。

【0053】

(6) サーバのライセンス管理プログラム306は、ステップ1105の処理で作成したレスポンスデータとキーリスト309内の暗号キーシードとをクライアントPC101に返送する(ステップ1106)。

【0054】

(7) クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206は、レスポンスデータを受信し、受信したレスポンスデータの確認を行い、アプリケーションをインストールし、利用者にアプリケーションモジュールの利用を一時的に許可する。なお、レスポンスデータの確認の処理の詳細については、図15に示すフローにより後述する(ステップ1107、1108)。

【0055】

図11により説明した前述までの処理が図9に示すフローのステップ903での処理の詳細である。

【0056】

(8) ここで、利用者は、携帯端末102を持って携帯電話の通信可能エリアに移動して
50

、携帯端末 102 とサーバ 103 とを接続する。携帯端末 102 のライセンス管理プログラム 306 は、サーバ 103 との間での通信が可能となるので、ライセンス認証に必要な登録データをサーバ 103 のライセンス登録プログラム 608 に送信する。なお、ここでの処理の詳細については、図 16 に示すフローにより後述する（ステップ 1109）。

【0057】

（9）サーバ 103 のライセンス登録プログラム 608 は、携帯端末 102 からの登録データを受信し、受信した登録データをライセンス管理テーブル 611 に登録する。なお、ここでの処理の詳細については、図 17 に示すフローにより後述する（ステップ 1110）。

【0058】

（10）次に、ライセンス登録プログラム 608 は、後述する図 17 のフローのステップ 1705 の処理で復号したキーデータを、共有機密情報 B609 と暗号モジュール 615 により暗号化し、さらに、ステップ 1702 で検索した対象レコードの共有機密情報 A806 の項目と暗号モジュール 615 とにより暗号化し、これを暗号キーとする（ステップ 1111）。

【0059】

（11）次に、ライセンス登録プログラム 608 は、ステップ 1110 の処理で受信した登録データのアプリ ID とステップ 1111 の処理で暗号化した暗号キーを携帯端末 102 のライセンス管理プログラム 306 に送信する（ステップ 1118）。

【0060】

（12）携帯端末 102 のライセンス管理プログラム 306 は、暗号キーを受信すると、ライセンスリスト 308 のキー 404 に受信した暗号キーを登録する。なお、ここでの処理の詳細については、図 18 に示すフローにより後述する（ステップ 1112）。

【0061】

（13）前述したステップ 1108 の処理で、利用が一時的に許可されているアプリケーションモジュールが、一時的な許可の時点から一定時間経過した、あるいは、一定の起動回数となったことを、アプリケーションインストールプログラム 206 が検知したものとする。この場合、一般には、アプリケーションの使用が不可能になる。このような状態で、クライアント PC101 と携帯端末 102 とが接続されると、携帯端末 102 のライセンス管理プログラム 306 が起動して、アプリケーションインストールプログラム 206 に接続する（ステップ 1119）。

【0062】

（14）クライアント PC101 のアプリケーションインストールプログラム 206 は、携帯端末 102 との接続が行われると、ライセンスの再認証要求として、アプリ ID 210 をライセンス管理プログラム 306 に送信する（ステップ 1113）。

【0063】

（15）携帯端末のライセンス管理プログラム 306 は、受信した再認証要求に対して暗号キーを返信する。なお、ここでの処理の詳細については、図 19 に示すフローにより後述する（ステップ 1114）。

【0064】

（16）アプリケーションインストールプログラム 206 は、携帯端末 102 から受信した暗号キーの確認を行い、確認ができたら利用者にアプリケーションモジュールの利用を許可する。なお、ここでの暗号キーの確認の処理の詳細については、図 19 に示すフローにより後述する（ステップ 1115、1116）。

【0065】

図 11 により説明したステップ 1109 以降の処理が図 9 に示すフローのステップ 904 での処理の詳細である。

【0066】

図 11 により説明した処理において、ステップ 1119 以降の処理は、アプリケーションに対するライセンスが正式に認証された後に、定期的行われる当該アプリケーションに

10

20

30

40

50

に対する継続使用の認証を行う場合にも利用される。

【0067】

図13は図11に示すフローにおけるステップ1104での携帯端末102のライセンスリストへの登録処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0068】

(1) 携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、まず、ライセンスリスト308の先頭レコードを検索開始位置として、アプリ種別402の項目とクライアントPC101から受信したアプリ種別とが同じレコードを検索し、同一のレコードがあるか否かを判定し、同一のレコードがなかった場合、ライセンス付与が行われていない等のエラーを意味するので、ここで処理を終了する(ステップ1301、1302)。 10

【0069】

(2) ステップ1302の検索、判定の処理で、同一のレコードが見つかった場合、検索した対象レコードのアプリIDの項目に既にデータが登録されているか否かを確認し、既にデータが登録されていた場合、既にアプリIDが登録されているので、そのレコードの次のレコードである残りのレコードの先頭を検索開始位置に設定して、ステップ1302からの処理に戻って処理を続ける(ステップ1303、1304)。

【0070】

(3) ステップ1303の確認で、ライセンスリスト308の対象レコードのアプリIDの項目にデータが登録されていなかった場合、検索した対象レコードのアプリIDの項目に受信したアプリIDを登録して、図11のステップ1105の処理に進む(ステップ1305)。 20

【0071】

図14は図11に示すフローにおけるステップ1105でのレスポンスデータの作成処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0072】

(1) 携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、まず、キーリスト309から利用フラグ504の項目が「0」のレコードを検索し、利用フラグ504の項目が「0」のレコードがなかった場合、認証作業を続けることができないので、出力部305にエラーメッセージを出力して処理を終了する(ステップ1401、1406)。 30

【0073】

(2) ステップ1401の検索で、利用フラグ504の項目が「0」のレコードがあった場合、検索された対象レコードの暗号キーイード503の項目を取得し、ステップ1104の処理で受信した乱数とステップ1401で検索した対象レコードのキー502の項目の値とを連結したデータを入力として、ハッシュ関数モジュール314により計算した結果を、認証ハッシュ値として算出する(ステップ1402、1403)。

【0074】

(3) 次に、携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、ステップ1401の処理で検索した対象レコードの利用フラグ504の項目に「1」を設定し、ステップ1401の処理で検索した対象レコードの暗号キーイード503の項目とステップ1403で計算した認証ハッシュ値とからレスポンスデータを作成し、図11のステップ1106の処理に進む(ステップ1404、1405)。 40

【0075】

図15は図11に示すフローにおけるステップ1107での受信したレスポンスデータの確認処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0076】

(1) クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206は、携帯端末102から受信したレスポンスデータの暗号キーイードを、共有機密情報B209と暗号モジュール213とにより復号する(ステップ1501)。

【0077】

(2) 次に、アプリケーションインストールプログラム206は、ハッシュ関数モジュール214に、ステップ1501の処理で復号したデータを入力して、ハッシュ値を計算すると共に、乱数212と計算したハッシュ値とを連結し、これをハッシュ関数モジュール214に入力して確認用認証ハッシュ値を計算する(ステップ1502、1503)。

【0078】

(3) そして、ステップ1502の処理で算出した受信したレスポンスデータの認証ハッシュ値とステップ1503の処理で算出した確認用認証ハッシュ値とを比較し、それらの値が同一か否かを判定する(ステップ1504)。

【0079】

(4) ステップ1504の判定で2つのハッシュ値が同一であった場合、ステップ150
2で算出したハッシュ値をキー211に登録し、図11のステップ1108の処理に進み、2つのハッシュ値が同一でなかった場合、認証作業を続けることができないので、出力部205にエラーメッセージを出力して処理を終了する(ステップ1505、1506)
。

【0080】

図16は図11に示すフローにおけるステップ1109での携帯端末102のライセンス管理プログラム306がライセンス認証に必要な登録データをサーバ103に送信する処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0081】

(1) 携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、まず、キーリスト309の先頭レコードを検索開始位置とし、キーリスト309の利用フラグ504の項目が「0」のレコードを検索して、対応するレコードがあるか否かを判定する(ステップ1601、1602)。

【0082】

(2) ステップ1602の検索、判定の処理で、利用フラグ504の項目が「0」のレコードが見つかった場合、ステップ1602の処理で検索した対象レコードのキー502の項目を取得する(ステップ1603)。

【0083】

(4) ライセンスリスト308のキー404の項目が、ステップ1603の処理で取得したキーと同一のレコードを検索して、対応するレコードがあるか否かを判定し、対応するレコードがなかった場合、認証作業を続けることができないので、出力部305にエラーメッセージを出力して処理を終了する(ステップ1604、1610)。

【0084】

(5) ステップ1604の検索、判定で対応するレコードがあった場合、ステップ1604の処理で検索した対象レコードのアプリ種別402と利用アプリID403と共有機密情報A405との項目を取得する(ステップ1605)。

【0085】

(6) 次に、ステップ1603の処理で取得したキーをステップ1605の処理で取得した共有機密情報A405と暗号モジュール313とにより暗号化する(ステップ1606)。

【0086】

(7) ステップ1605の処理で取得したアプリIDとアプリ種別、ステップ1606の処理で暗号化したキー、ユーザID312を登録データとしてまとめて、サーバ103のライセンス登録プログラム608に送信する(ステップ1607)。

【0087】

(8) その後、前述までの処理を行ったキーリスト309のレコードの次のレコードである残りのレコードの先頭を検索開始位置に設定して、ステップ1602からの処理に戻って処理を続ける(ステップ1608)。

【0088】

(9) ステップ1602での検索、判定で、キーリスト309の利用フラグ504の項目

10

20

30

40

50

が「0」のレコードがなかった場合、ステップ1602での検索結果として検索された対象レコードが1つ以上あったか否かを判定する。なお、検索された対象レコード（利用フラグ504の項目が「0」のレコード）の数は、前述した処理を行う途中で、図示しない処理によりカウントされているものとする（ステップ1609）。

【0089】

（10）ステップ1609の判定で、対象レコードがなかった場合、処理を終了し、対象レコードが合った場合、図11のステップ1110の処理に進む。

【0090】

図17は図11に示すフローにおけるステップ1110でのサーバ103のライセンス登録プログラム608が登録データをライセンス管理テーブル611に登録する処理の詳細説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。
10

【0091】

（1）サーバ103のライセンス登録プログラム608は、まず、ライセンス管理テーブル611の先頭レコードを検索開始位置として、ライセンス管理テーブル611のユーザID802の項目と携帯端末102から受信した登録データのユーザIDとが同一のレコードを検索し、同一のレコードが見つからなかった場合、ライセンス認証に失敗したことになるので、処理を終了する（ステップ1701、1702、1707）。

【0092】

（2）ステップ1702の検索で、ユーザIDが一致するレコードが見つかった場合、ステップ1702の処理で検索した対象レコードのライセンスアプリ803の項目が、受信した登録データのアプリ種別と同一か否かを確認する（ステップ1703）。
20

【0093】

（3）ステップ1703の確認で、ライセンスアプリ803の項目が、受信した登録データのアプリ種別と同一であった場合、ステップ1702の処理で検索した対象レコードのキー805の項目に、データが登録されていないことを確認する（ステップ1704）。

【0094】

（4）ステップ1704の確認で、対象レコードのキー805の項目に、データが登録されていなかった場合、携帯端末102から受信した登録データのキーをステップ1702の処理で検索した対象レコードの共有機密情報A806の項目と暗号モジュール615により復号する（ステップ1705）。
30

【0095】

（5）その後、ステップ1702の処理で検索した対象レコードのキー805とアプリID804との項目に、ステップ1705で復号したデータと受信した登録データのアプリIDとを登録して、図11のステップ1111の処理に進む（ステップ1706）。

【0096】

（6）ステップ1703の確認で、ライセンスアプリ803の項目が、受信した登録データのアプリ種別と同一でなかった場合、あるいは、ステップ1704の確認で、対象レコードのキー805の項目にデータが登録されていた場合、ライセンス管理テーブル611の前述までの処理を行った次のレコードを検索の先頭レコードを検索開始位置とし、ステップ1702からの処理に戻って処理を続ける（ステップ1708）。
40

【0097】

図18は図11に示すフローにおけるステップ1112での携帯端末102のライセンス管理プログラム306がサーバ103から受信した暗号キーをライセンスリスト308に登録する処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0098】

（1）携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、ライセンスリスト308の利用アプリID403の項目と受信したアプリIDとが同一のレコードを検索し、同一のレコードがあったか否かを判定し、同一のレコードがなかった場合、ライセンス認証に失敗したので、認証失敗メッセージを出力部305に表示して、処理を終了する。（ステップ1801、1806）。
50

【0099】

(2) ステップ1801の検索、判定で、ライセンスリスト308に受信したアプリIDとが同一のレコードがあった場合、ステップ1801の処理で検索した対象レコードのキー404の項目を取得し、キーリスト309のキー502の項目とライセンスリスト308から取得したキーが同一のレコードをキーリスト309から削除する(ステップ1802、1803)。

【0100】

(3) サーバ103から受信した暗号キーを、ステップ1801で検索した対象レコードの共有機密情報A405と暗号モジュール313により復号し、ステップ1801の処理で検索した対象レコードのキー404の項目を前述で復号したデータに置き換える(ステップ1804、1805)。

10

【0101】

図19は図11に示すフローにおけるステップ1114での携帯端末102のライセンス管理プログラム306が、クライアントPC101から受信した再認証要求に対して暗号キーを返信する処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

【0102】

(1) 携帯端末102のライセンス管理プログラム306は、ライセンスリスト308の利用アプリID403の項目とクライアントPCから受信したアプリIDとが同一のレコードを検索し、対象レコードがあるか否か判定する。この判定で、対象レコードがなかった場合、ライセンス認証に失敗したことになるので、処理を終了する(ステップ1901、1903)。

20

【0103】

(2) ステップ1901の検索、判定で、クライアントPCから受信したアプリIDとが同一のレコードがライセンスリスト308にあった場合、ステップ1901の処理で検索した対象レコードのキー404の項目を、クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206に返信して、図11のステップ1115の処理へ進む(ステップ1902)。

【0104】

図20は図11に示すフローにおけるステップ1115でのクライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206が携帯端末102から受信した暗号キーの確認を行う処理の詳細を説明するフローチャートであり、次に、これについて説明する。

30

【0105】

(1) クライアントPC101のアプリケーションインストールプログラム206は、携帯端末102から受信した暗号キーを共有機密情報B209と暗号モジュール213により復号する(ステップ2001)。

【0106】

(2) 次に、ステップ2001の処理で復号した暗号キーと自PC内のキー211とを比較し、異なっていた場合、ライセンス認証に失敗したことになるので、処理を終了し、キーが一致していた場合、図11のステップ1116の処理へ進む(ステップ2002、2003)。

40

【図面の簡単な説明】**【0107】**

【図1】本発明の一実施形態によるライセンス認証システムの構成を示すブロック図である。

【図2】クライアントPCの構成を示すブロック図である。

【図3】携帯端末の構成を示すブロック図である。

【図4】携帯端末が持つライセンスリストの構成を示す図である。

【図5】携帯端末が持つキーリストの構成を示す図である。

50

【図6】サーバの構成を示すブロック図である。

【図7】サーバが持つアプリケーションリストの構成を示す図である。

【図8】サーバが持つライセンス管理テーブルの構成を示す図である。

【図9】本発明の実施形態によるライセンス認証システム全体の処理動作を説明するフローチャートである。

【図10】図9のステップ902の処理での仮ライセンス取得のための携帯端末のライセンス取得プログラムとサーバのライセンス発行プログラムとによる処理動作を説明するフローチャートである。

【図11】図9のステップ903、904の処理でのクライアントPCのアプリケーションインストールプログラムと携帯端末のライセンス管理プログラムとサーバのライセンス登録プログラムとによる処理動作を説明するフローチャートである。
10

【図12】図9のステップ901での処理でのサーバのインストール作成プログラム607処理動作の詳細を説明するフローチャートである。

【図13】図11に示すフローのステップ1104での携帯端末のライセンスリストへの登録処理の詳細を説明するフローチャートである。

【図14】図11に示すフローのステップ1105でのレスポンスデータの作成処理の詳細を説明するフローチャートである。

【図15】図11に示すフローにおけるステップ1107での受信したレスポンスデータの確認処理の詳細を説明するフローチャートである。

【図16】図11に示すフローのステップ1109での携帯端末のライセンス管理プログラムがライセンス認証に必要な登録データをサーバに送信する処理の詳細を説明するフローチャートである。
20

【図17】図11に示すフローのステップ1110でのサーバのライセンス登録プログラムが登録データをライセンス管理テーブルに登録する処理の詳細説明するフローチャートである。

【図18】図11に示すフローのステップ1112での携帯端末のライセンス管理プログラムがサーバから受信した暗号キーをライセンスリストに登録する処理の詳細を説明するフローチャートである。

【図19】図11に示すフローのステップ1114での携帯端末のライセンス管理プログラムが、クライアントPCから受信した再認証要求に対して暗号キーを返信する処理の詳細を説明するフローチャートである。
30

【図20】図11に示すフローのステップ1115でのクライアントPCのアプリケーションインストールプログラムが携帯端末から受信した暗号キーの確認を行う処理の詳細を説明するフローチャートである。

【符号の説明】

【0108】

101 クライアントPC

102 携帯端末、

103 サーバ

104 インターネット

201、301、601 CPU

202、302、602 メモリ

203、303、603 通信部

204、304、604 入力部

205、305、605 出力部

206 アプリケーションインストールプログラム

207、311 バス

208、310、612 記憶部

209、609 共有機密情報B

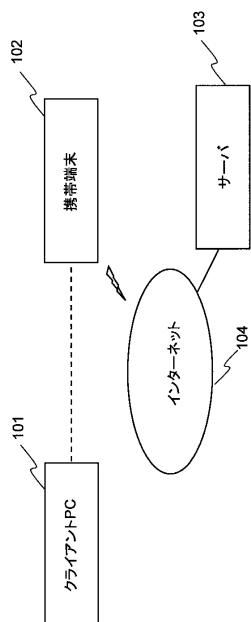
210 アプリID

40

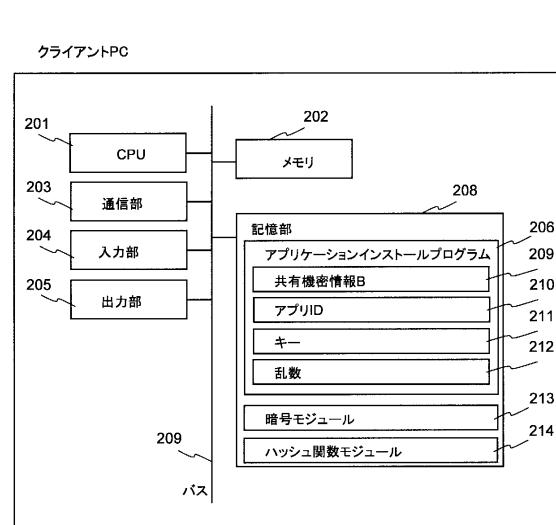
50

2 1 1	キー	
2 1 2	乱数	
2 1 3、3 1 3、6 1 5	暗号モジュール	
2 1 4、3 1 4、6 1 6	ハッシュ関数モジュール	
3 0 6	ライセンス管理プログラム	
3 0 7	ライセンス取得プログラム	
3 0 8	ライセンスリスト	
3 0 9	キーリスト	
3 1 2	ユーティリティ	
3 1 5、6 1 7	共有機密シード	10
6 0 6	ライセンス発行プログラム	
6 0 7	インストール作成プログラム	
6 0 8	ライセンス登録プログラム	
6 1 0	アプリケーションリスト	
6 1 1	ライセンス管理テーブル	
6 1 4	アプリケーションインストールモジュール	

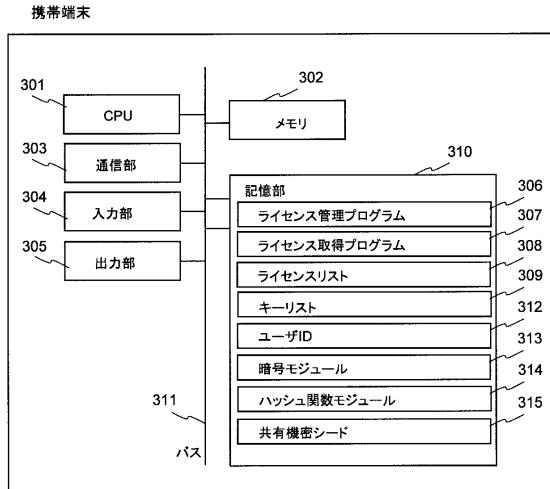
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

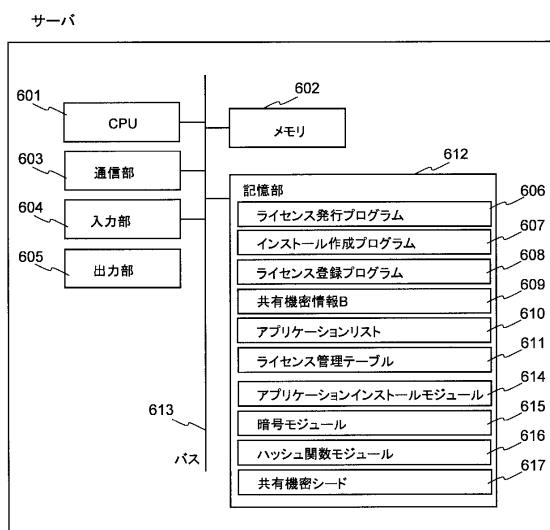
ライセンスリスト				
項目番号	アプリ種別	利用アプリID	キー	共有機密情報A
1	Document	App02-123	ab123efg	daijw3kda9
2	Encrypt	App01-124	Za8t3Ysl	Djida9a49id
3

【図5】

キーリスト			
項目番号	キー	暗号キーシード	利用フラグ
1	ab123efg	j9jo4q8;]-^k:ipaoP	1
2	Za8t3Ysl	9thP23ieadUZjzAi	0
3

【図6】

【図7】

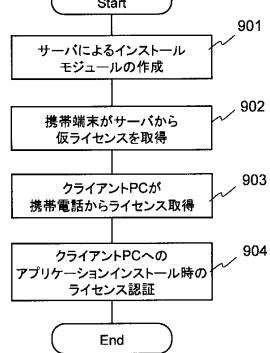


アプリケーションリスト		
項目番号	アプリ種別	モジュール格納場所
1	Document	¥App01.dll
2	Encrypt	¥App02.dll
3

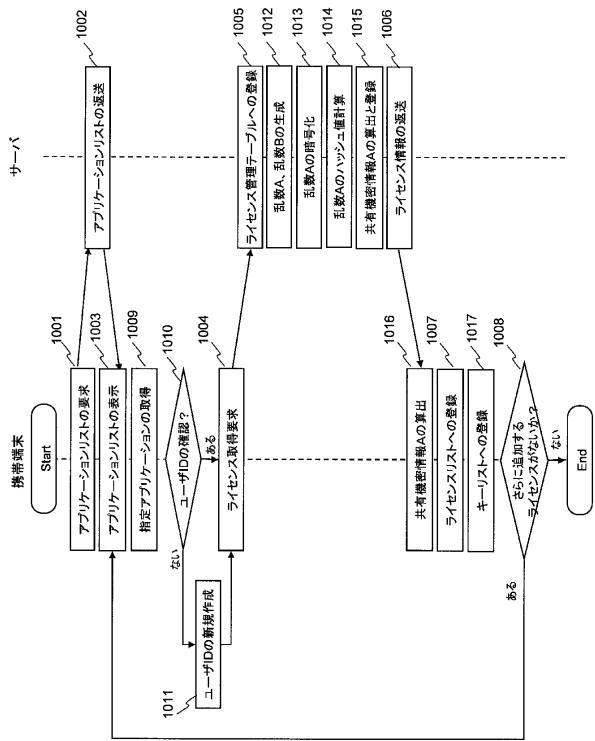
【図8】

ライセンス管理テーブル					
項目番号	ユーザーID	ライセンスアプリ	アプリID	キー	共有機密情報A
1	User11	Document	App02-123	ab123efg	daijw3kda9
2	User12	Encrypt	App01-124	Za8t3Ysl	Djida9a49id
3

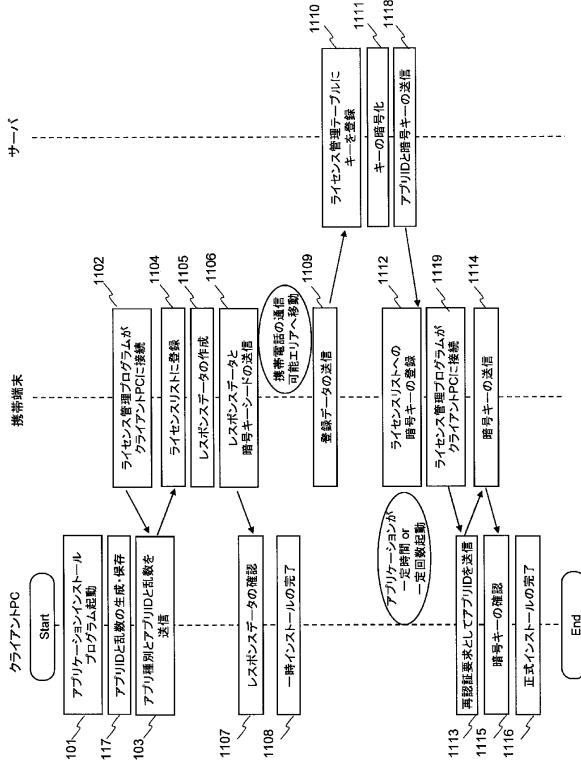
【図9】



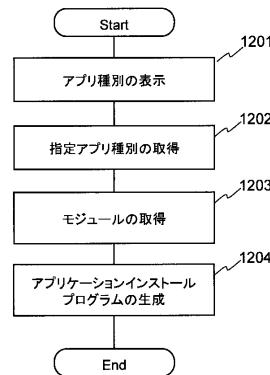
【図10】



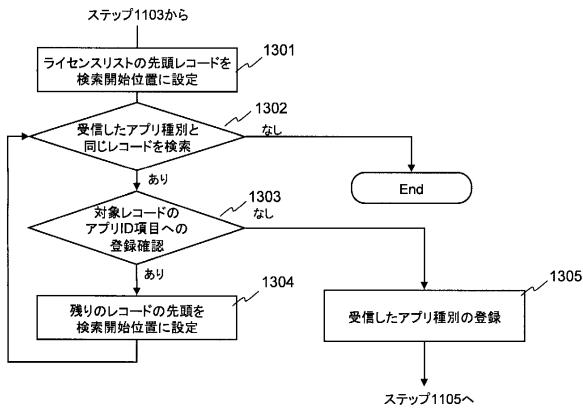
【図11】



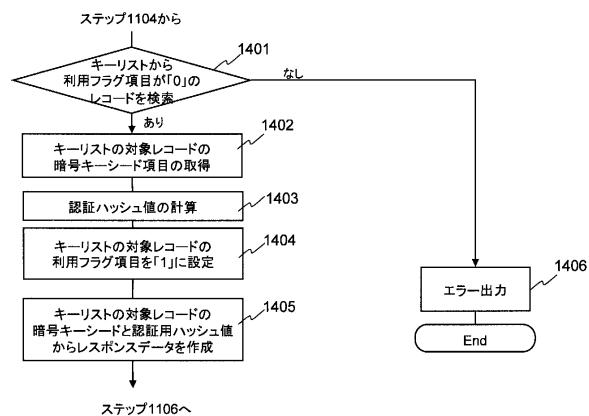
【図12】



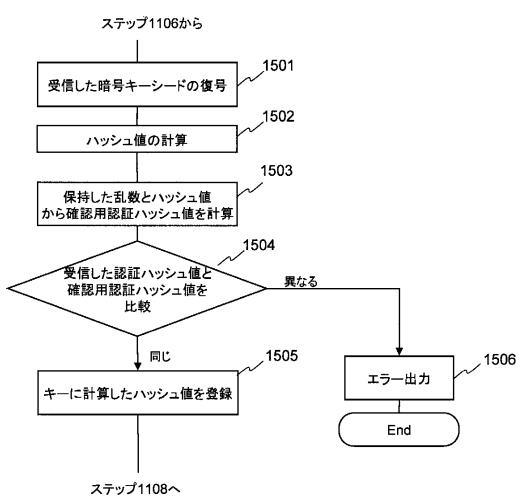
【図13】



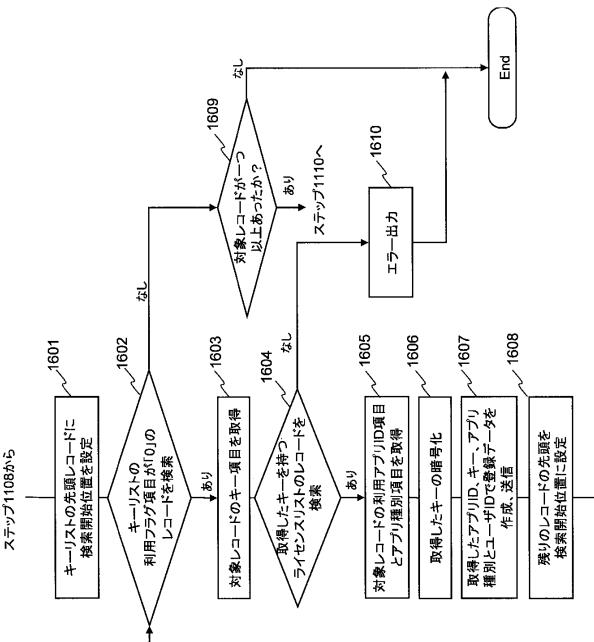
【図14】



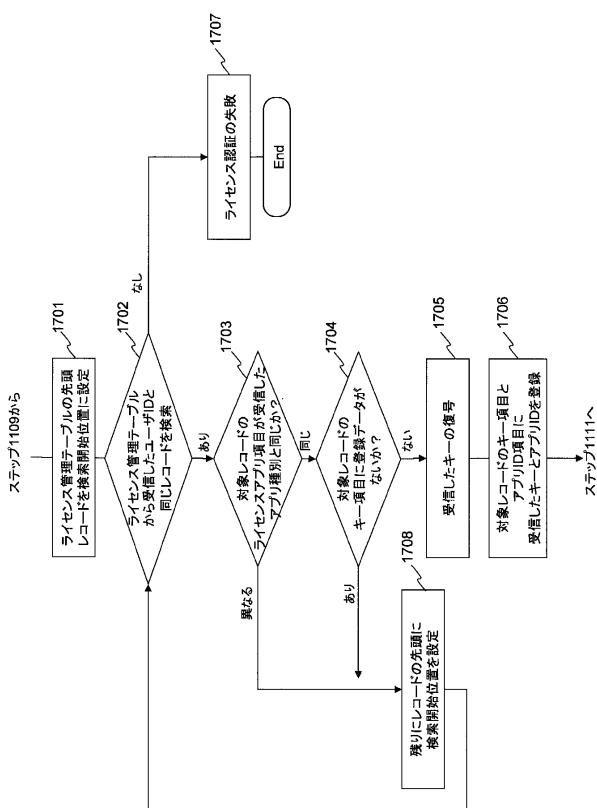
【図15】



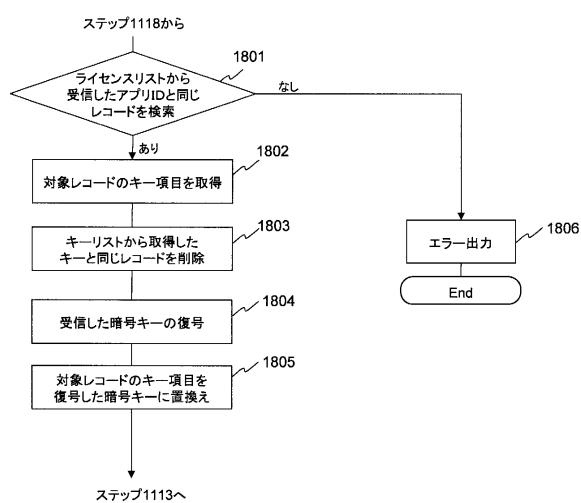
【図16】



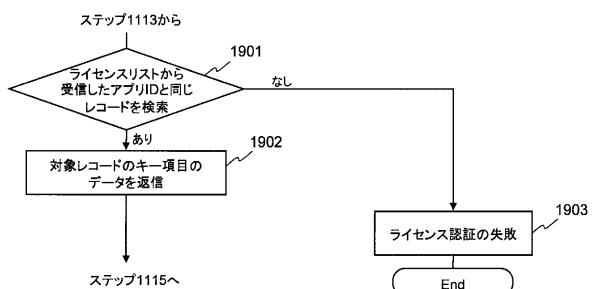
【図17】



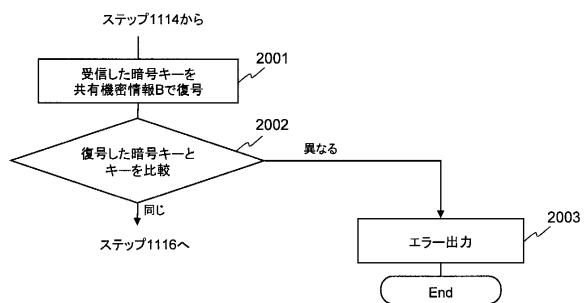
【図18】



【図19】



【図20】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2005-165631(JP,A)
特開2004-178121(JP,A)
特開2005-122283(JP,A)
特開2001-325455(JP,A)
特開2000-293368(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 21 / 22